

世界遺産登録基準の選択傾向に関する一試論
— 辺境の世界遺産に着目して —

雪 村 まゆみ

A Study of the Trends in the Criteria for Selection
of World Heritage Sites
From the Viewpoint of Geographical Margins

Mayumi YUKIMURA

Abstract

This study aims to address the trends in the criteria for selection of World Heritage sites. Part One analyzes chronologically the changes in selection criteria [(i) to (vi)] for World Cultural Heritage sites. Using empirical research, the study examines any selection bias and UNESCO's response to it.

In Part Two, the study focuses on World Heritage sites in geographical margins, such as islands and peninsulas. It examines how they are used as places for people to migrate to, and to isolate specific groups of people, and how they end up as places where a variety of cultures intersect. Some of these areas preserve specific lifestyles/cultures, in part due to their limited development. By offering a new appreciation of the cultural value of marginal communities, they may receive consideration as World Heritage sites.

The study also considers, in contrast, how development can disqualify a community from World Heritage site designation. For example, Dresden Elbe Valley in Germany was deleted from UNESCO's World Heritage list due to the construction of a new bridge across the Elbe River—a choice made by the residents. By examining the process behind local residents' choices for development, the study seeks to understand the relationship between the World Heritage Convention and development versus protection of living space.

Keywords: criteria for selection of World Heritage sites, margins, protection of living space

抄 録

本稿では、世界遺産登録基準の傾向を明らかにすることを目的とする。まず、世界文化遺産の登録基準について、(i) から (vi) の選択件数の時期別の推移を分析することで、どのような観点から世界遺産が登録されているのか、検討し、登録の偏りとそれに対するユネスコの方策について実証的に考察する。

続いて、本稿では、島や半島といった辺境地域に焦点を当てる。辺境では、逃れるように人が移り住んだり、特定の人々を隔離したりするのに利用されることもあれば、様々な文化が交錯する場となったりすることもある。また、これらは、辺境にあるという点で、開発から取り残され、結果として固有の生活の営みあるいは痕跡が残っているということもある。これらに新たな文化的価値を付与することで、世界遺産登録の対象として捉えられるのである。一方で、ドレスデン（ドイツ）では、世界遺産登録後、住民の意志でエルベ川流域に新しい橋の建設が進められたことで、世界遺産登録が抹消された事例もある。ここ

では地域住民が開発を選択するプロセスを分析し、世界遺産制度と生活空間の保存の関係について問う。

キーワード：世界遺産登録基準、辺境、生活空間の保存

1. はじめに

2017年7月、ポーランド、クラクフで開催された第41回世界遺産委員会を経て、世界遺産登録件数は、1073件となった。日本においては21件目となる「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」が新たに世界文化遺産として登録された。日本列島と朝鮮半島の間に位置する沖ノ島は、航海の安全と交流の成就を祈願する信仰の島であり、島への上陸を厳しく制限していたため、そのタブーが根付き、古代祭祀の変遷が残っている点が評価された¹⁾。事前に、現地を調査したイコモスの勧告では、その構成資産の一部に関しては世界的な価値を認められないとの見解を示されたが、世界遺産委員会において、日本側が全ての構成資産が一体となり、古代祭祀の証拠となりうることを強調することで、すべての構成資産の登録が採択された。世界遺産に対する関心が高まる日本においては、5年連続での登録となった²⁾。

現在では、さまざまなカテゴリーの世界遺産が登録されているが、そもそも、世界遺産条約が1972年に採択されるに至った契機となったのは、古代エジプトの遺跡救済キャンペーンである。エジプト南部のナイル川流域に1960年代に計画されたアスワン・ハイ・ダム建設によって、ヌビア遺跡が水没する可能性があった。ヌビア遺跡には、フィラエをはじめアブ・シンベル神殿群といったギリシャ・ローマ時代やビザンティン、イスラーム時代の建造物が残されていた。水没を免れるために、ユネスコでは、遺跡の移設に関する国際的な救済キャンペーンを呼びかけ、移設工事が実現したのである。続いて、密林のなかからラッフルズによって発掘されたインドネシアのボロブドゥール遺跡もまた、ユネスコの呼びかけにより大規模修復が可能になった（宗田 2006：7-8）。それらは都市部から離れているがゆえに破壊されずにそのまま放置され、密林のなかから考古学的遺跡として発見されたのである。当初は、主に発展途上国におけるダム開発などによって破壊される可能性があるもの、遠隔地にあり、自然崩壊の危機にさらされているものが救済の対象として考えられていた。

1) World Heritage List "Sacred Island of Okinoshima and Associated Sites in the Munakata Region" <http://whc.unesco.org/en/list/1535> (2017.7.26)

2) 日本における世界遺産への関心の高まりに関しては、雪村（2016）を参照されたい。

考古学的遺跡のように文明の証として、外部からの保存の意志が強く働くことがあれば、時代を越えて保存、管理の対象となっていく。外部からの評価に関わらず、先祖とのつながりや地域の集合的記憶をとどめているなど、地域の中心として重要な役割を果たしている場合にはそれらが保存されていく。あえて保存しようという意志が働いているわけではなくとも、島や半島のような辺境には、特徴的な文化の痕跡が結果として残されていることもある。沖ノ島のように信仰の対象として、人の入島が制限されたために古代祭祀の変遷の証となる場合もあるが、辺境地域に逃れるように人が移り住んだり、特定の人々を隔離したりするのに利用されることもある。また、海洋貿易の拠点となり、様々な文化が交錯する場となったりする。そのため、独自性の強い生活様式が継続的に行われていたり、異なる文化間の交流の証が風景のなかに刻まれていたりする。また、人々が生活を営むなか脈々とその地域特有の文化が生まれ、それにもとづく建造物等が残されていることも多い。しかし、考古学的遺跡とは異なり、山間や離島、海岸など辺境の地における生活の営みあるいはその痕跡に対しては、これまで保存の対象として捉えられずに放置されてきた。後で詳述するが、世界遺産登録がすすむにしたがい、このような辺境の生活に対して、文化的価値を見いだすという視点が生まれていったのである。

ところで、日本においては、すでに民俗学者の宮本常一が辺境の地に焦点を当てた調査研究を展開してきた。日本全国を歩き、各地の民間伝承や人々の生活を記録し、「日本民衆史」を書いている。そうすることで、「何とかして産業や文化の歴史のかげにかくれがちになる、そのにない手であった人間の歴史を明らかにしたい」と考えていたのである（宮本1964=2015:235）。とりわけ、離島や山間の村落は、その地理的特徴から外部との接触が極めて限られているため、その地の特徴的な文化が残されやすく、一方で人々に知られることなく朽ち果てていくということもある。宮本のような外部からの視点が介在することで、それが記録として残され、歴史として人々に知られるようになるのである。

翻って、世界遺産の登録物件をみれば、世界遺産条約が採択された当初は、人類の文明の進化を証明する考古学的遺跡や世界的に著名な建造物が多くを占めるが、その後、より地域的な人々の生活様式を表した文化の痕跡に関する物件も登録の対象となっていく。つまり、登録される時期によって、いかなる点が評価され登録されたのか、その登録基準に変化があることがわかる。この変化は、世界遺産委員会で提案される登録指針に影響されている側面も大きい。というのも、ユネスコにおいても偏りのない登録を目指し、世界遺産の登録傾向を分析しているからである。

そこで、本稿では、いかなる基準で世界遺産に登録されてきたのか、その傾向を時系列

的に考察し、世界遺産登録がすすむなかで重視されてきた新たな文化的価値について明らかにすることを目的とする。そのために、まず、いかなる基準で世界遺産に登録されてきたのか、世界文化遺産の登録基準（Selection criteria）について、（i）から（vi）の選択件数の推移を分析するとともに、その変化とユネスコの登録指針との関係を考察する。次に、とりわけ辺境の世界遺産に焦点をあて、それがいかなる登録基準と合致し、世界遺産として登録されるのか、という点について時系列的に分析していく。最後に、人々の生活と密着したものが世界遺産として積極的に登録されるなかで、保存の原則が地域社会の生活におよぼす影響について考察したい。

2. 世界遺産の登録基準の選択傾向

世界遺産登録基準は、文化遺産に関わる6項目と自然遺産に関わる4項目の計10項目で構成されている。なお、文化と自然の両方に関わる項目が選択されている遺産は複合遺産に分類される。ここでは文化遺産に関する考察を行うため、文化遺産に関わる項目を次に挙げる（表1）。原爆ドームのように（vi）のみが選択される場合もあるが、多くの文化遺産は、（i）～（vi）のなかから複数の登録基準が選択され、その根拠を十分に説明した上で、登録に至るのである。

これまでに世界文化遺産および複合遺産を合わせると867件登録されてきたが、それら全てに関する登録基準（i）から（vi）の選択件数の割合の推移をみてみたい。図1には、

表1 世界文化遺産の登録基準

(i) 人類の創造的天才の傑作を表現するもの (ii) ある期間を通じて、または、ある文化圏において、建築、技術、記念碑的芸術、町並み計画、景観デザインの発展に関し、人類の価値の重要な交流を示すもの (iii) 現存する、または消滅した文化的伝統、または文明の、唯一の、または、少なくとも稀な証拠となるもの (iv) 人類の歴史上重要な時代を例証する、ある形式の建造物、建築物群、技術の集積、または、景観の顕著な例 (v) 特に、回復困難な変化の影響下で損傷されやすい状態にある場合における、ある文化（または複数の文化）を代表する伝統的集落、または、土地利用の顕著な例 (vi) 顕著な普遍的な意義を有する出来事、現存する伝統、思想、信仰または、芸術的、文学的作品と、直接に、または、明白に関連するもの
--

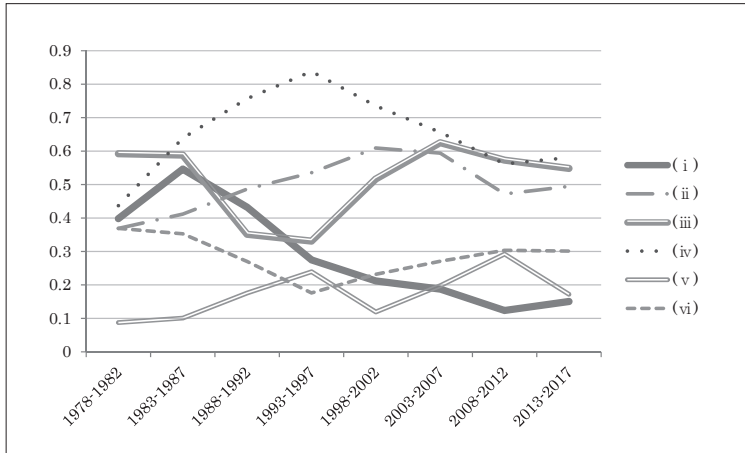


図1 登録基準の選択傾向の推移

世界遺産が登録され始めた1978年から5年間隔で、選択された登録基準の割合を示す³⁾。

まず、指摘できることは、他の登録基準と比較して、(i)「人類の創造的天才の傑作」に関しては、世界遺産登録が始まった当初は比較的选择される割合が大きかったが、近年では減少していることである。冒頭でも述べたように、登録の初期段階においては、考古学的遺跡や優れた建築様式と評価される歴史的建造物といった著名な場所が登録の対象となっていた。世界遺産条約採択以前から文化的価値があるものとして世界的に知られているあるものが多く、「傑作」として捉えられるものの共通理解があったといえる。また、(iii)「現存する、または消滅した文化的伝統、または文明」の選択率は、初めは高かったものの、その後減少し、1998年以降再び高まっている。これは、初めは考古学的遺跡に代表されるようにすでに当時の文化を直接的に継承する人々が残存していない文化遺産の保存が中心であったが、それが登録されてしまうと、一旦減少することになるのである。ただ、その後、著名なものだけではなく、より地域的な人々の生活に関わる痕跡が登録の対象へと広がっていくため、再び件数が増加していると推察する。とりわけ、1994年に提案された「オーセンティシティに関する奈良ドキュメント」では、世界の文化と遺産の多様性をみとめ、「有形無形の表現の固有の形式と手段」を世界文化遺産として価値づけることを示している。その傾向のなかで、有形の物として残っているかどうかに関わらず、それがいかなる文化的背景をもつものなのか、ということが登録されるうえで検討されていく。

3) 登録件数は年度によって異なるため、件数ではなく、割合で比較することとする。

関連して、(v)「文化を代表する伝統的集落や土地利用」については、1992年に開催された第16回世界遺産会議で提案された「文化的景観」概念の登場により、登録数が増加していることがわかる。さらには、1994年に採択されたグローバルストラテジーにおいては、登録の偏りを是正する必要性が指摘され、文化的景観、産業遺産、20世紀の建造物といったカテゴリーの登録が推奨されている。ユネスコでは、登録物件の地域的偏り、選択される登録基準の傾向をモニタリングし、登録物件の地域や種類のバランスを注視しているのである。

世界遺産専門家会議の報告書によれば、世界遺産基準のなかでも(vi)「顕著な普遍的価値を有する出来事(行事)、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある」、が安易に選択されている事例が見受けられると指摘されている⁴⁾。基準(vi)に関しては、できるだけ他の選択基準と合わせて選択されることが明記されているが、本来の意味とは異なるかたちで使用されていることも課題となっている。

このように、特定の文化財を「傑作」として捉えるのではなく、生活に密着して生みだされたさまざまなものに文化的価値を見出すことによって、世界遺産登録数が増加してきたことは注目すべきことである。荻野昌弘によれば、「あらゆるものが文化として(あるいは芸術として)の価値を認められるべきだという考え方」を「文化遍在主義」(荻野 2000: 26)と呼んだが、世界遺産登録の場においても同様の事態がみとれる。ただ、世界遺産条約にもとづいて、世界遺産委員会は批准国より推薦された物件に対して、世界遺産に登録されるものと登録されないものを分類していく。つまり、世界遺産制度においても、登録を採択するか否かを通じて文化の序列化が不可避免的に進められるが、文化遍在主義が浸透するなか、いかなる基準で序列を決定づけるのか、という点に関しては、世界遺産としての文化的価値をいかに説得的に根拠づけるかが重要になってくるのである。

翻って、実際の採択の場をしてみると、世界遺産候補の物件は、各批准国がその国の遺産を推薦する以上、世界遺産登録に積極的な国家の世界遺産登録件数が多くなっているということは否定できない。荻野は、「他者の文化をそのまま受け入れ、評価し、研究するという一種の欲望があって、初めてモノは文化遺産となる」とともに(荻野 2002: 6)、「何が文化遺産で何がそうでないかを決定することは、欲望の主体と対象の間に不均衡な関係を築く」(荻野 2002: 11)と指摘している。また、世界遺産委員会は全会一致の原則で登

4) 基準(vi)とその価値に関する国際的世界遺産専門家会議の報告書 <http://whc.unesco.org/uploads/events/documents/event-827-15.pdf> (2017.6.30)

録が決定されるため、委員会前の「ロビイング」の重要性がしばしば指摘される。ただ、世界遺産委員会に出席し、石見銀山や富士山などの世界遺産登録に尽力した近藤誠一によれば、「ロビイング」といっても、専門性を度外視し、単に政治的理由で採択を強いるようなものではない。登録に値するかどうかについて、できるだけ専門的な知見から「説明」を試みる必要があるのだと指摘している（近藤 2014：95-96）。つまり、登録の具体的な基準（数値等で示されるような）を設けることが難しく、多様性が強調されるなか、何に文化的価値を見出すのか、説明の方法がますます重要になってくるといえる。

次に島や半島に位置する辺境の世界遺産に焦点を当てながら、時期別の世界遺産登録基準の変化と登録後の保存・管理について、具体的にみていきたい。

3. 辺境の世界遺産

辺境とは、国家の中心から物理的に離れており、政治的あるいは経済的な影響が及びにくい場所といえる。というのも、辺境は陸続きで移動できることもあるが、島のように「本土」と海で隔てられていれば、陸続きで移動することができないからである。島で生活することになる経緯にはいくつかのパターンがある。ひとつには、生活の糧のための移住である。宮本常一が述べているように、「人が移動するのは自分たちの住んでいる世界が不安定の場合におこる」（宮本 1964=2015：12）。食物が十分にあり、外敵から襲われることがなければ、そこに定住するのである。漁業を生業にするものにとっては、海に近い暮らしはなじみやすいため、島に移住する。漁業を生業にする場合のほか、後述する軍艦島のように炭坑開発のために一時的に移住することもある。あるいは、外部から遮断された場所であるがゆえに、外部との交流を断つあるいは断たざるをえない人々がひそかに移住する場合や、文明の終焉や支配領域、国境の変化によって、移住が余儀なくされる場合もある。また、国境を含んでいる場合には、戦時期において一時的に要塞が築かれる場合もある。さらには、島のように物理的に離れている場所でなくとも、中心からの政治的経済的関心の埒外に置かれることで、放置されている場合も辺境として捉えることができるだろう。

このような地域においては、人々の生活の営みの連続的な記録が風景や建造物、生活様式を通じて表されており、大規模開発などで失われることなく残されていくのである。それらは世界遺産制度によって、発見され、文化的価値が付与されることで、そのままの状態でも保存することが決定づけられることになる。

まずは、初期に登録された「モン・サン・ミシェルとその湾」の登録基準と登録後の保

存・管理についてみていく。

(1) モン・サン・ミシエルの世界遺産登録と海洋環境復元プロジェクト

モン・サン・ミシエルは、満潮時には大修道院と村が孤立した島になるという景観的特徴から、人気のある観光地の一つとなっている。フランス、ブルターニュ地方に位置し、パリから約370kmの距離にもかかわらず、現在では年間250万人もの観光客や巡礼者が訪れている。1979年、世界遺産登録の開始2年後にフランスで初の世界文化遺産「モン・サン・ミシエルとその湾」として（登録基準は i、iii、vi）、「シャルトル大聖堂」、「ベルサイユ宮殿」、「ラスコーの壁画を含むヴェゼール渓谷の先史時代史跡群と洞窟壁画群」とともに登録された。いずれの文化遺産も登録基準（i）が選択されており、著名な建造物の建築様式、壁画といった考古学的遺跡が登録されたといえる。

モン・サン・ミシエルは、大修道院と麓の村、それを取り囲む湾を含む周辺地域で構成されている。709年に小さな教会が建てられて以来、11世紀にはロマネスク様式の大修道院が建設され、その規模は拡張されていった。その後、百年戦争時には要塞となり、15世紀にはゴシック様式の大修道院にとって代わられたが、中世の多様な建築様式の混成がその特徴である。19世紀には、大修道院は政治犯を収容する監獄として1863年まで利用されていた。その後、ロマン派作家らによって、建造物としての大修道院の価値が再評価され、1874年には「歴史記念物」に指定された（落合 2014：210）。現在では、修道院に続く参道に土産物屋やレストラン、ホテルがひしめき合っており、観光客は名物のオムレットやシールドルなどを楽しむことができる。

このような観光業の萌芽は、かつて、大修道院が政治犯などの監獄であった19世紀にさかのぼる。当時の訪問者はとりわけ拘留されている人の家族であったが、1860年、年に約1万の訪問者を迎えていた。これは、村の商人には無視できない数の客であり、監獄への訪問者相手の商売が始められたのである。1863年、刑務所の閉鎖が行政によって決定されたが、巡礼の再興とともに新たな訪問者を受け入れ、商人は定住した。さらに、1878、1879年の堤防の建築は地元観光の発達に大きな貢献をした。というのも、堤防には鉄道が走り、潮の満ち引きに関わらず、島に渡ることができるようになったからである（Decaëns 2008：111-112）。しかし、この堤防道路の建設は、結果的に本来の潮の流れを変え、湾内に土砂が堆積し陸地化が進んだ。

現在では、陸地化が進む以前の風景を取り戻すために、「モン・サン・ミシエル海洋環境復元プロジェクト」が政府と専門家によって2005年から計画・実施された（写真1）。湾内

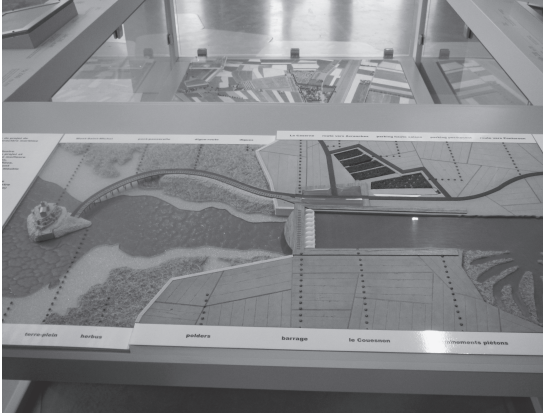


写真1 「モン・サン・ミシェル海洋環境復元プロジェクト」
模型



写真2 新たに建設された陸橋型の遊歩道、
堤防道路閉鎖前（2014.8.24）

の水流の勢いを強めることによって、堆積土石を沖に押し流すために、2009年、以前に建設されたラ・カゼルヌ・ダムが取り崩され、新しいダム建設が行われた。くわえて、2015年には、これまでの堤防道路が閉鎖され、新たな陸橋型の遊歩道が対岸とモン・サン・ミシェルを結んだ⁵⁾。

かつては、地理的に隔離されているという理由から、その土地が活用されていたが、人々の活動の活性化によって、土地活用の手法に変化が生じる。隔離されている状況が不便になってくると、隔離されている状況を何らかの方法で克服しようとする。ジンメルによれば、あるがままの姿で横たわって自然界のなかから二つの事物を選び出して、これらを「分割されている」とみなすとき、それらを結合させるという動機が生じる。道づくりは「人間固有の作業」のひとつであり、橋をかける行為にいたっては、「人間固有の作業」は頂点に達するという（ジンメル 1909=1976：35-36）。というのも、橋は、「分割されたものの結合をたんに実生活においてその実用的な目的を満たすためにおこなうばかりではなく、それを直接直観に訴えるかたちで具象化することによって、橋は美的対象となる」からである（ジンメル 1909=1976：37）。つまり、橋は空間的に隔たれた各地点を結びつけ、人や物の往来を可能にするという人間的事業であるとともに、橋の造形技術やデザインとい

5) “DEMAIN LE MONT” 現地で配布されているリーフレットによる。

った科学と芸術の融合であると同時に、橋とその周囲の自然環境との調和という景観、またそれをモチーフにした芸術作品の創作など、橋を美的対象として価値づけられることを示している。モン・サン・ミシェルにおいても、辺境にあるがゆえに信仰の場あるいは監獄となっていたが、訪れる者が増加するにつれて、隔離された状態を克服しようと道あるいは橋の設置が求められていくことになる。

ただ、後述するが、ドイツのドレスデンにおいては、世界遺産に登録されたエルベ渓谷に新たに橋を建設したことによって、世界遺産登録が抹消された。世界遺産登録によって、どの時点の状態を維持していくのか、という課題は根本的な課題である。というのも、世界遺産に登録された時点の状況を維持、管理していくことが原則であり、登録後の改修は制限されているからである。しかし、その場で人々の生活が営まれている際に、その時点「凍結」し、保存していくことが住民にとって不自由なことでもある。この点に関しては、本稿の最後に取りあげたい。

(2) 異なる時代の建造物の保存——考古学的遺跡から現代まで

次に、1983年、世界文化遺産に (iii)、(iv) の基準で登録された「古代都市ネセバル」(ブルガリア) の事例をみてみたい。ネセバルは黒海に面した半島に位置し、ブルガリア屈指のリゾート地の一つとして知られている。紀元前から現在に至るまで、様々な統治下におかれたため、異なる様式の建造物が残されている。半島の玄関口には、トラキア、ギリシャといった古代の要塞が残され、半島内部にはオスマントルコ時代に認められていたキリスト教会が点在している。キリスト教会のなかには、現在、博物館になっているものもあり、内部は公開されている。また、静かな路地を進むと、現在、半島の住民が生活している18世紀末から19世紀初めに建造された木製の建造物が立ち並んでいる。木製の建造物は、海からの強い風にも耐える「黒海タイプ」の建造物で1階部分は石材で、2階部分は木造の骨組みに粘度、砂、レンガ等を混合させたもので埋められている。さらには、ブルガリアは20世紀に入り2つの戦争—第二次バルカン戦争、第一次世界大戦—を経験するが、第一次バルカン戦争で得た領地を失い、ネセバルはギリシャとトルコ領になるのである。それまで居住していたブルガリア人は虐殺、民族浄化の対象となり、1927年住民交換が行われ、ギリシャから320家族が移住した。彼らのライフスタイルや文化は、地元の人々とは異なり、住居は広い庭のある1階建てであった⁶⁾。これらの異なる時代の建造物が共存して

6) ネセバル旧市街にある民俗史博物館の展示による。



写真3 黒海タイプの建造物の1階で営まれる土産物屋（2015.8.30）

いる景観が評価されたのである。

しかし、1986年以降、木造建造物の改変や、新たな建造物の建設などが違法に行われ、観光業への投資、土産物などを売る商店の増加、市民の居住機能の影響によって伝統的な街並が脅かされていると指摘されている。それを受けて、2009年策定された文化遺産法では、ブルガリアにおける文化遺産の調査、研究、保護について規定し、世界遺産に登録された文化遺産の保護と管理の発展について言及されている⁷⁾。地域の住民にとって、生活空間が世界遺産に登録されることは、それを一定の状況で「凍結」することを意味する。住居の自由な改築は違法となり、考古学的遺跡と同様に現代の居住空間をそのまま保存することが求められるのである。

（3）「廃墟」の世界遺産化——文化的価値の付与

続いて、近代以降の建造物の世界遺産登録の事例をみてみたい。2015年7月に開催された世界遺産委員会において、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が登録された。九州および山口、岩手、静岡に位置する産業遺産23件で構成されている。登録基準は（ii）（iv）であり、（ii）19世紀の半ば以降、封建的社会であった日本が徐々に西欧の工業技術を受容していくプロセスを経て、20世紀初頭において世界の工業国となったこと、また東アジアにおける重工業分野への大きな影響を示している点、（iv）鉄鋼業、

7) World Heritage List “Ancient City of Nessebar” <http://whc.unesco.org/en/list/217> (2017.6.30)

造船、石炭産業に関して、工業化を成功させた最初の非西欧国として世界において日本独自の達成を証明している点が評価されている。その構成資産のひとつである端島は、島と島に残された建造物の輪郭が軍艦のようにみえるため、軍艦島と呼ばれている。

端島は、もともと無人島であったが、三菱鉱業という単一企業によって開発された海底炭坑の島である。1974年1月15日に炭坑が閉山するまで、ここには炭坑施設の他、多くの炭坑夫とその家族の生活基盤となる鉄筋コンクリートの高層住宅や学校、商業施設に至まで都市機能が集約していた。しかし、閉山後はたった3ヶ月で無人島へと逆戻りしたのである。短期間で無人化した背景には、端島に住む人々が、三菱鉱業単一の企業によって作り上げられたコミュニティであり、石炭産業に強く依存していたことにある。閉山後しばらくは、1974年から10年をかけて行われた軍艦島の建築物の調査を除いては、ほとんど島を訪問する者はいなかった。この調査は、「日本最初のRC高層住居建築群」の建築技術および閉山後の建造物の風化のプロセスに関する調査であった。調査当時、かつての住民であった人が10年ぶりに廃墟と化した「故郷」を訪問し、「これほど無惨に荒廃しているとは想像していなかった。(中略)こんなことなら、閉山と同時に、島ぐるみ粉々に破壊するか沈没させてしまっていたほうがはるかによかった」と語る一方で、なくなってしまっただけで困るという感情も同時に持ち合わせていたと記録している。同様に、高島端島会の川口氏は、「たとえ、島の機能や中味が変わっても、軍艦島という島のイメージはぜひ永久に保存したい」という意見を持っていた(阿久井・滋賀 1984: 603-604)。この調査後、無人の高層住宅は解体されるわけではなく、かといって保存のための補修が行われるでもなく、放置されていったのである。住民不在の高層住宅は、海風や潮にさらされ、徐々にその形状が崩れていった。

2001年、旧所有者の三菱マテリアルが長崎県高島町(現・長崎市)に端島を無償譲渡したことにより、その存在が再注目される契機へと結びつく。というのも、2005年高島町が長崎市と合併し、市は「軍艦島保存活用技術検討委員会」を発足し、2006年11月には九州地方知事会の九州近代化産業遺産研究委員会によって軍艦島は「九州・山口の近代化産業遺産群」の構成資産として、世界遺産暫定リストの候補に加えられたのである(木村 2014: 148-149)。それに先立って、元住民による「軍艦島を世界遺産にする会」が2003年に発足されていた(木村 2014: 158)。軍艦島をめぐる状況が大きくかわる時期は、いわゆる「廃墟ブーム」と重なる。1990年代後半から2000年代にかけては、バブル期に建設されたホテルや遊園地がその後経営不振で閉鎖され、急激に朽ちていき、それらを「廃墟」として紹介する写真集や書籍の出版が相次ぐ。また、実際に「廃墟」を訪れる者も増え、「廃墟」は



写真4 定期観光船から望む「軍艦島」

観光地となるのである（木村 2014：148）。

軍艦島に関しても、現在、定期観光船が運営されており、多くの観光客が上陸しているが、建造物の劣化による倒壊の危険性があるため、それらの保存、管理については課題となっている。このように考古学的遺跡あるいは著名な歴史的建造物ではなく、近代以降の建造物が「近代化産業遺産」として世界史のなかにその存在意義が捉え直され、新たな文化的価値が付与されることによって、保存、管理の対象となっていくのである。同じ遺産群であっても、世界遺産に登録されるかどうかの判断は、その遺産群の価値をどの点に見いだすのかによって変化する。軍艦島に関しても建造物としての価値が技術的あるいは審美的観点から認められるというよりは、世界史のなかに日本の産業化を位置づける物証として捉えられたのである。

（4）構成資産の変更——「教会堂」から「集落」へ

ここでは、世界遺産にすでに登録されているものではないが、2018年登録を目指して審議が進められている「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」（以下、「潜伏キリシタン関連遺産」）についてみてみたい。「潜伏キリシタン関連遺産」は、五島列島を含む長崎県および熊本県天草地方にかけて点在する潜伏キリシタンに関連する歴史的建造物およびそれを中心とした集落で構成されており、2017年2月にユネスコに世界文化遺産登録申請がなされた。これらの遺産群はそもそも2006年に文化庁が世界遺産暫定リストに掲載する物件を公募した際に関係する地方公共団体から推薦されたものである。2007年、文化庁で

は応募された物件24件のうち「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」（以下、「長崎の教会群」）を含む4件を暫定リストに登録した。そのなかから、2015年に本件に関して、ユネスコに推薦するに至った。その後、イコモスが実際に現地を訪れたのちに提出された中間報告（2016）において、「長崎の教会群」の世界遺産としての価値を、「禁教・潜伏期」に焦点を当て推薦内容を見直すべきとの指摘を受けていた。イコモスの中間報告を受け、「潜伏キリシタン関連遺産」として再度推薦書を見直し、2017年の推薦に至ったのである。

以下は、その概要についての説明である。

本資産は、16世紀にキリスト教が大航海時代を背景に極東の国日本へ伝来し、その後の江戸幕府による禁教政策の中で「潜伏キリシタン」が密かにキリスト教への信仰を継続し、長崎と天草地方の各地において厳しい生活条件の下に、既存の社会・宗教と共生しつつ、独特の文化的伝統を育んだことを物語る貴重な証拠である。潜伏キリシタンの文化的伝統が形成される契機となる出来事が考古学的に明らかにされている原城跡、潜伏キリシタンが密かに信仰を維持するために様々な形態で他の宗教と共生を行った集落（平戸の聖地と集落・天草の崎津集落・外海の出津集落・外海の大野集落）、信仰組織を維持するために移住を行った離島部の集落（黒島の集落・野崎島の集落跡・頭ヶ島の集落・久賀島の集落・奈留島の江上集落〔江上天主堂とその周辺〕）、潜伏キリシタンの伝統が終焉を迎える契機となった出来事が起こり、各地の潜伏キリシタン集落と関わった大浦天主堂から構成される⁸⁾。

ここで注目すべき点は、現在残されている個々の教会の建築様式あるいは歴史性としての価値というよりは、日本においてキリスト教への信仰が禁止されていた期間においてなお、継続的に信仰を守り、独自の文化を形成したことに焦点が当てられているということである。それにともない構成資産についても見直されている。表2には、「長崎の教会群」として暫定リストに登録された際に提案されていた構成資産が、「潜伏キリシタン関連遺産」として再推薦された際に、どのように修正されたのか、示した。原城跡、天草の崎津集落のように継続的に構成資産として挙げられているものもあれば、日野江城跡や田平天主堂のように構成資産から外れているものもある。主に、潜伏期間に焦点を当てるということから、それ以前や明治になって建設されたものを外したのである。それだけでなく、

8) 文化庁報道発表資料 https://www.pref.nagasaki.jp/s_isan/news/detail.php?n=78 (2017.6.30)

この点が最も大きな変更点であるが、「長崎の教会群」においては、日本において重要文化財に指定されていた教会堂・天主堂が中心に据えられていたが、「潜伏キリシタン関連遺産」においては、それぞれの教会堂・天主堂が位置する集落全体が構成資産として挙げられている。

表2 構成資産の変遷

〈長崎の教会群とキリスト教関連遺産〉 ⁹⁾	〈長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産〉
原城跡	原城跡
天草の崎津集落	天草の崎津集落
平戸島の聖地と集落	→ 平戸の聖地と集落（春日集落と安満岳）・平戸の聖地と集落（中江ノ島）
出津教会堂と関連施設	→ 外津の出津集落
大浦天主堂と関連施設	→ 大浦天主堂
旧五輪教会堂	→ 久賀島の集落
旧野首教会堂と関連遺跡	→ 野崎島の集落跡
黒島天主堂	→ 黒島の集落
頭ヶ島天主堂	→ 頭ヶ島の集落
大野教会堂	→ 外津の大野集落
江上天主堂	→ 奈留島の江上集落（江上天主堂とその周辺）
日野江城跡	→ 構成資産から外れる
田平天主堂	→ 構成資産から外れる

そもそも教会の建造物としての価値に関しては、登録推進活動を主導する「世界遺産の会」（2001年設立）は、外国人宣教師の設計指導のもと地元の日本人棟梁鉄川与助を中心とした信者によって建設された、という点を指摘している。明治末期から昭和初期にかけて長崎県を中心に数多くの教会建築に携わり、「東西の建築文化」が融合した長崎独自の教会建造物の審美的芸術的価値が挙げられている（松井 2013：93-94）。ただ修正後の「潜伏キリシタン関連遺産」の推薦においては、この点を重視するというよりは、教会も含めた「文化的景観」に重心を移していくことになる。同じものであっても、そのものをいかに説明づけるか、そのストーリーが世界遺産に登録されるかどうかの判断基準になっていくのである。キリスト教関連の建造物に関しては、著名なものが西欧を中心に存在しており、その建築様式や歴史性などが評価され、世界遺産にも数多く登録されている。また、登録の

9) 文化庁、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」について http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/isanbukai/sekaitokubetsu/2_03/pdf/nagasaki_isan.pdf (2017.6.30)



写真5 旧五輪教会堂（2014.4.13）



写真6 久賀島の集落の遠景（中央が旧五輪教会堂、隣接して現教会が建てられている）

偏りを是正するために提案されたグローバルストラテジーにおいては、キリスト教関連遺産の登録が過重に進んでいると指摘されている。一方で、先述したように「文化的景観」に関しては積極的に登録するカテゴリーとして挙げられている。したがって、教会堂・天主堂といった建造物中心というよりは、建造物のみならず、そこで営まれる人々の生活様式をも含めた「集落」が構成資産として挙げられていくのである。教会堂単独での登録は難しいが、教会堂を中心とした集落としては世界遺産の構成資産となりうると判断されたといえる。

現在、世界遺産を選定する場合において、遺産の文化的価値を決定づけるものとして、その遺産の背景にあるストーリー性を重視する傾向にある¹⁰⁾。遺産の歴史的还是審美的な価値だけではなく、その遺産の持つ意味をストーリーで示すことが求められている（西村 2011：18）。「潜伏キリシタン関連遺産」に関しても、潜伏期間以外に建設された教会群を構成資産から除外するなど登録の構成資産を見直し、イコモスの助言に従いながら遺産の意味をより明確なストーリーの上に位置づけていくことで登録を目指していくのである。世界遺産制度に関しては、ストーリーという言葉が使われているわけではないが、それは無形（intangible）のものへの評価という点に表されているといえる。

一方で、ユネスコあるいはイコモスの助言に反し、世界遺産の登録が抹消されたものもある。最後に、登録抹消された世界遺産はこれまで2件に限られるが、その一つである「ドレスデン・エルベ渓谷」に関して、世界遺産登録から抹消に至るプロセスについて考察していきたい。

4. 世界遺産登録後の開発——住民投票が意味すること

旧東ドイツ側に位置するドレスデンは、1988年、ドイツ民主共和国時代に歴史的都市として、世界遺産候補になったことはあまり知られていない。しかし、当時のイコモスの評価は、第二次世界大戦後に再建された都市であるため、世界遺産登録条件であるオーセンティシティ（真正性）が欠如しているとして否定的であった。その後、2001年から2002年に地方遺跡保護局（the local monument protection authority）によって、文化的景観の観点からの登録の可能性が示唆され、2003年に推薦書類がユネスコ世界遺産センターに提出された。あとに続く一連の問題の発端となるのだが、その書類にはすでに、最終決定ではないものの5つの新しい橋の建設について言及されていた。継続的な開発が計画されているわけではないが、伝統的建造物の配置や風景に関わるような橋の建設地域には開発圧力が存在していたといえる（Ringbeck・Rössler 2011：205）¹¹⁾。2003年には、イコモスによる

10) このストーリー性への着目は、2015年に文化庁によって創設された「日本遺産」の認定制度にも端的に反映されている。「地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを『日本遺産』として毎年認定され、2017年までに認定されたストーリーは54件に上る。日本において世界遺産への関心が高まるなか、それに準じた新たな認定制度が創設されたのである（雪村 2016）。

11) 事実関係については“Between international obligations and local politics: the case of the Dresden Elbe Valley under the 1972 World Heritage Convention”（2011）が参考になる。ただし、この論文の著者であるRingbeck、Rössler両氏はユネスコの関係者であるため、ここで述べられている結論は、ユネスコ世界遺産センターの立場で書かれているものである。

現地調査が行われた際に提出された報告書にも、「新しい橋の建設の計画はあるものの幹線道路の計画建設はない」また、「橋の建設は中心より5キロメートル下流に位置する」と言及されていた。翌年開催された世界遺産委員会では、イコモスによる登録に対する肯定的な評価を得たため、「ドレスデン・エルベ渓谷」は文化的景観として(ii)(iii)(iv)(v)の基準により世界遺産に登録された(しかも、第二次世界大戦との関わりがあることから、(vi)の基準も追加しては、という提案までであった)。このときに、すでにドレスデン地方行政局によって、新たにヴァルトシュロッセン橋(Waldschlösschen)の建設計画の承認通知(2004年2月)があったことに対しては、触れられていなかった(Ringbeck・Rössler 2011:206)。

ただ、ヴァルトシュロッセン橋建設計画は、すでに登録前から存在していたとはいえ、世界遺産登録後は、すべての開発計画は予め申請する必要がある。世界遺産登録後の2004年9月には一旦架橋計画の中止が決まっていたが、その後、ドレスデンにおける住民投票が2005年2月に行われ、その結果架橋計画が支持されたため、ふたたび計画は再開したのである。ユネスコの立場としては、開発計画がある場合には、できるだけ早く情報を開示し、遺産の顕著な普遍的価値を完全に維持する適切な解決策を模索する手助けをする必要があると考えている。したがって、開発計画に関する情報を報告しないという態度について問題があると捉えたといえる¹²⁾。さらには、ユネスコは、アーヘン工科大学(ドイツ)に依頼し、架橋計画の景観への影響について調査した。その結果、ヴァルトシュロッセン橋の建設は、他の橋との調和が維持されないこと、都市の日常生活の継続だけでなくドレスデン、エルベ川の歴史的重要性への影響、エルベ川流域の景観を二分してしまうことが指摘された(Ringbeck・Rössler 2011:207)。

その結果を受けて、2006年に開催された世界遺産委員会では、「ドレスデン・エルベ渓谷」は「危機にさらされている世界遺産リスト(List of World Heritage in Danger)」にリストアップされた。世界遺産条約履行のための作業指針(Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention)¹³⁾における「危機にさらされている世界遺産リストへの登録基準」によると「物件の固有の特徴に有害な影響を与え得る脅威に直面している場合」として、「地域計画事業による脅威」「都市計画による影響」が挙げ

12) モン・サン・ミシエルの事例でみたように、新たな橋の建設がすなわち世界遺産登録抹消につながるというわけではない。

13) Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention, <http://whc.unesco.org/en/guidelines/> (2017年6月30日)

られている。このような考え方は、世界遺産条約制定の契機となった、ダム建設によって水没する危機にあったアブ・シンベル遺跡の移築事業に端を発している。つまり、「開発」は世界遺産登録された遺産に対しては「危機」の深刻な契機として捉えるというイデオロギーがあるといえる。そして、ドイツとドレスデンに対して、遺産の顕著な普遍的価値を守るための架橋の代替案を緊急に模索することを要求したのである。

これを受けて再び市議会は計画の中止を決めたが、その決定は住民投票の結果の重要性を主張するドレスデン地方行政局に批判された。ドレスデン地方行政局は、決議の妥当性をザクセン州の高等裁判所に訴え、2007年3月その訴えは認められた。ここでは、住民投票の決定が優先されるべきであることを決定し、架橋計画は続行された（Ringbeck・Rössler 2011：208）。この件については、2007年の世界遺産委員会においても取り挙げられ、司法の経過について徹底的に検討し、顕著な普遍的価値の維持および遺産の完全性のための適切な解決方法が継続的に議論された（Ringbeck・Rössler 2011：209）。引き続き、翌年の世界遺産委員会では、主にその後の世界遺産センターおよびイコモスのモニタリングの結果をもとに議論されたが、具体的な解決策を提案するには至っていない。すでに、当初の計画通り、ヴァルトシュロッセン橋の建設が進められたのを受け、2009年の世界遺産委員会において世界遺産リストから抹消することが決定された。橋の建設によって、遺産の顕著な普遍的価値が失われたと結論づけたが、候補に挙げられた時点で、イコモスや批准国が橋の建設を含めた開発計画について情報を適切に提供していれば、それらの計画を是正する機会があったことが強調されている。このような状況を避けるためにも、各国内法令



写真7 エルベ渓谷に建設されたヴァルトシュロッセン橋、開通は2013年8月26日（2013.8.5）

に世界遺産条約の理念を浸透させるべく、批准国は配慮する必要があると述べられている (Ringbeck・Rössler 2011 : 211)。そして、世界遺産の意味するものは、単に国際的な称号でもなければ、短期的、経済的、観光の対価と考えるだけではなく、未来の世代の持続可能な発展に資するものとして考えられるべきであると結論づけている (Ringbeck・Rössler 2011 : 212)。

以上のように、ユネスコの立場からは、市民が開発計画よりも保存を選択するように、世界遺産条約の理念を全体に普及させる必要性が唱えられているのである。一方で、ドレスデン市民は、世界遺産登録以前より架橋計画は進められており、地域の渋滞緩和のための4車線の近代的な橋は必要不可欠であるという結論を出したのである。ここで重要なことは、世界遺産登録後は、登録時点の状態を維持、管理することが原則とされているが、その場所で人々の生活が営まれている以上、その原則が住民にとって不自由な状態を生み出すこともあるということである。時代に応じて変化してきた都市空間をある時点で「凍結」することは果たして可能なのか、保存と開発の間に生じるコンフリクトをいかに解消していくのか、問われている。

5. おわりに

本稿ではまず、世界文化遺産の登録基準について、(i) から (vi) の選択件数の時期別の推移の特徴的な傾向について考察した。初期は (i) の「人類の創作物の傑作」としての価値が認められ、考古学的遺跡や著名な歴史的建造物が登録されたが、世界遺産登録が進むにつれて、より人々の生活に根付いたものがその対象として挙げられてきたことが示された。次いで、辺境にある世界遺産に焦点を当て、いかなる経緯でそれが世界遺産に登録されたのか、また登録後の保存、管理について検討した。辺境においては、独自に醸成された人々の生活の営みと、それとともに形成された景観に対して、新たな文化的価値が見出されていくのである。ここで見出される価値に関しては、建造物など有形のもの歴史のあるいは審美的価値というよりは、無形のものであっても、その背景にあるストーリー性に重点が置かれている。それまで文化的価値があると認められてこなかった生活空間も世界遺産の対象として捉えられるようになったといえる。

ただ、生活空間に対して文化的価値の付与が制度化されることによって、登録時点から生活空間の改修が認められなくなる。その場合、住民が不自由を受け入れざるをえないような状況が引き起こされることもある。人々の生活の営みがある以上、通常、変化せずに

維持されるものもあれば、失われるものもあるが、世界遺産制度は、ある一定の時点でその状態を「凍結」ということになる。あらゆるものに文化的価値を見出す文化遍在主義が浸透するなか、現在人々の生活と密接している場が世界遺産として登録されることは少なくない。人々の生活環境の変化に対応しながら、「現在」の「生活空間」を保存する世界遺産制度のあり方がますます問われていくであろう。

参考文献

- 阿久井喜考・滋賀秀實, 1984,『軍艦島実測調査資料集——大正・昭和初期の近代建築群の実証的研究』東京電機大学出版局。
- Henry Decaëns, 2008, *Le Mont-Saint-Michel 13 siècles d'histoire*, Ouest-France.
- 木村至聖, 2014,『産業遺産の記憶と表象——「軍艦島」をめぐるポリテクス』京都大学出版会。
- 近藤誠一, 2014,『FUJISAN 世界遺産への道』毎日新聞社。
- 松井圭介, 2013,『観光戦略としての宗教——長崎の教会群と場所の商品化』筑波大学出版会。
- 宮本常一, 1964=2015,『海に生きる人びと』河出文庫。
- 宗田好史, 2006,「世界遺産条約のめざすもの——ICOMOS(国際記念物遺産会議)の議論から」『環境社会学研究』12: 5-22。
- 西村幸夫, 2011,「世界遺産はストーリー性・多様性を重視する時代に(特集 世界遺産の価値と観光振興)」『観光とまちづくり』日本観光振興協会: 18-20。
- 落合知子, 2014,「世界遺産モン・サン・ミッシェルの一考察——フランスの博物館・美術館事情——」『國學院大学博物館学紀要』第28輯, 國學院大學博物館学研究室: 207-232。
- 荻野昌弘, 2000,「社会学における文化の位置」『ソシオロジ』45(1): 25-34。
- , 2002,「文化遺産への社会的アプローチ」荻野昌弘編『文化遺産の社会学——ルーブル美術館から原爆ドームまで』新曜社: 1-33。
- Ringbeck, Birgitta・Rössler, Mechtild, 2011, “Between international obligations and local politics: the case of the Dresden Elbe Valley under the 1972 World Heritage Convention”, *Informationen zur Raumentwicklung Heft 3/4*: 205-212. (http://www.bbsr.bund.de/BBSR/EN/Publications/IzR/2011/Download/DL_RingbeckRoessler.pdf?__blob=publicationFile&v=2, 2017.6.23)
- Simmel, Georg, 1909, *Brücke und Tür, Essays des Philosophen zur Geschichte, Religion, Kunst und Gesellschaft*, im Verein mit Margarete Susmann herausgegeben von Michael Landmann(1957)(= 1976, 酒田健一他訳『ジンメル著作集12 橋と扉』白水社)。
- 雪村まゆみ, 2016,「世界遺産登録運動と文化資産の認定制度の創設——『認定の連鎖』をめぐる——」『関西大学社会学部紀要』48巻1号: 91-112。
- 付記 本稿は、平成25年度-平成27年度科学研究費助成事業・基盤研究(C)「ユネスコ世界遺産に関する比較社会学的研究」(研究代表者: 荻野昌弘、課題番号: 25380724)による研究成果の一部である。

—2017.7.27受稿—